

『カクヨムロイヤルティプログラム』に関する規約

※利用者が未成年者である場合には、法定代理人(親権者等)と一緒に読みください。

このカクヨムロイヤルティプログラムに関する規約(以下「本プログラム規約」といいます。)は、株式会社 KADOKAWA(以下「当社」といいます。)が、管理、運営する web サイト『カクヨム』(トップ URL: <https://kakuyomu.jp/>。以下「本サイト」といいます)のカクヨムサービス利用規約(以下「一般規約」といいます。)に基づいて、本サービス(一般規約に定義するものをいいます。)の一部として提供するサービス「還元サービス」(第 1 条第 1 項第 2 号で定義するものをいいます。)の利用に際して遵守いただく事項を定めています。還元サービスの利用に際しては、一般規約に同意のうえ会員登録の手続きを完了し、さらに、本プログラム規約をお読みいただいたうえで、本プログラム規約の内容に同意いただく必要があります。

第 1 条(定義)

1. 本プログラム規約において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。
 1. 「本サイト等」とは、一般規約に定義する本サイト及び本アプリの総称をいいます。
 2. 「還元サービス」とは、当社が本サイト等に掲載した広告代金として第三者から受領する金員及び当社がパスポート会員(第 12 号で定義します)に販売し、受領したギフト(第 11 号で定義します)の売上額の一部を、本プログラム規約に基づいて、対象会員(第 4 号で定義します)に対して支払うサービスをいいます。
 3. 「管理画面」とは、会員が本サービスに送信した投稿作品の情報、その他会員による本サービスの利用状況を確認することができる本サービスに関するウェブページであって、当社が別途指定するものをいいます。
 4. 「対象会員」とは、会員のうち、本プログラム規約に基づき還元サービスの申込み(ただしギフトの受け取り設定については除く)をした方をいいます。
 5. 「会員ページ」とは、本サービスに係るウェブページ(本アプリのブラウザを通じて閲覧できるウェブページ、及び本アプリ内で閲覧できるページを含みます。)のうち、会員の投稿作品が表示されているページ(対象会員の投稿作品が表示されているページに限られません。)をいいます。
 6. 「本パスポート規約」とは、当社所定の『カクヨムサポーターズパスポート』に関する規約をいいます。
 7. 「限定近況ノート」とは、本パスポート規約に定義する任意で文章及び画像を投稿する場所をいいます。
 8. 「アドスコア」とは、投稿作品の閲覧数、その他当社が定める基準に基づいて、計算されるスコアをいいます。

9. 「カクヨムリワード」とは、会員ページに掲載された広告の掲載料やパスポート会員の月額会員費等として当社が受領した金額、アドスコア、パスポート会員から対象会員に送られたギフト数などを勘案して当社の定める基準により計算されるポイント(リワード)をいいます。
 10. 「還元額」とは、本プログラム規約に基づいてカクヨムリワードから換算され、対象会員に支払われる金員をいいます。
 11. 「ギフト」とは、本パスポート規約に定義するデジタルコンテンツ(電子便箋)をいいます。
 12. 「パスポート会員」とは、本パスポート規約に定義する会員をいいます。
2. 一般規約及び本パスポート規約に定める用語の定義は、本プログラム規約において別段の定めがある場合を除き、本プログラム規約にも共通に適用されるものとします。

第2条(適用範囲)

1. 本プログラム規約は、当社と会員との間の還元サービスに関する一切の事項に適用される会員と当社間の契約内容となります。なお、還元サービスには、本プログラム規約のほか、当社が別途定める規約、ガイドライン、ヘルプ等(以下、「利用条件等」といい、本プログラム規約と総称して、「本プログラム規約等」といいます。)が適用されるものとします。本プログラム規約と一般規約とが矛盾、抵触する場合には、本プログラム規約が優先して適用されるものとします。
2. 本プログラム規約等に規定のない事項は、一般規約及び利用条件等の規定が適用されるものとします。

第3条(広告表示の設定)

会員は、会員ページで広告を表示することを希望する場合は、管理画面を通じて、広告が表示されるよう設定をするものとします。

第4条(ギフトの受取設定)

1. 対象会員は、パスポート会員からギフトを受け取ることを希望する場合は、管理画面でギフトを受け取れる設定にする必要があります。
2. ギフトを受け取れる設定にした場合、当社は、一般規約第14条第1項各号のいずれかに該当する内容その他不適切な内容が含まれていないかどうかを確認するため、対象会員の受け取ったギフトのメッセージの内容を閲覧する場合があります。当社によるメッセージの閲覧にご同意いただける場合のみ、ギフトを受け取れる設定にしてください。

第 5 条(限定近況ノート)

対象会員は、自身の会員ページ内で一般公開される近況ノートをパスポート会員限定に設定することで、限定近況ノートにすることができます。近況ノート及び限定近況ノートでは、自由にメッセージや近況等を書き込むことができます。

第 6 条(還元サービスへの申込み)

1. 会員は、第 3 条及び第 4 条の手続きを経たのちに、管理画面を通じて、還元サービスへの申込みの意思表示をするものとします。なお、会員が未成年者の場合には、親権者の同意を得たうえで、申込みの意思表示をするものとします。未成年者の会員が申込みの意思表示をしたときは、親権者の同意があったものとみなします。
2. 会員は、前項の手続きをすることにより対象会員としての地位を取得することができ、対象会員としての地位を有しているときに限り、還元サービスの提供を受けることができるものとします。
3. 管理画面において会員ページに広告を表示しないことを設定した作品については、広告収益の還元サービスの提供を受けることができません。また、管理画面においてパスポート会員からギフトを受け取らない設定にした場合には、ギフトを受け取ることはできず、カクヨムリワードの計算においてギフト数が評価されません。

第 7 条(アドスコア及びカクヨムリワードの計算、付与及び報告)

1. 当社は、当社が定める基準及び本プログラム規約等に基づいて、毎月、アドスコア及びカクヨムリワードを計算します。なお、当社は、カクヨムリワードを計算するにあたって適用する基準を公表する義務を負わないものとします。
2. 当月分のカクヨムリワードは、翌々月中旬ごろに、対象会員に付与されるものとします。対象会員は、管理画面において、当月に付与されたカクヨムリワードを確認することができます。

第 8 条(カクヨムリワードの有効期間等)

1. カクヨムリワードは、カクヨムリワードが付与された日から 12 か月間に限り、有効とします。カクヨムリワードが付与された日から当該期間内に新たなカクヨムリワードが付与された場合であっても、当初に付与されたカクヨムリワードの有効期間が延長されるものではありません。

2. 当社は、前項に定める有効期間を経過したことによりカクヨムリワードが失効した場合、又は対象会員の資格(会員としての資格を含みます。)を喪失したことによりカクヨムリワードを失効した場合であっても、何らの責任を負いません。

第 9 条(振込先情報等の登録)

1. 対象会員は、還元額の支払いを受けるために必要な情報を管理画面上にある金融機関口座登録画面のフォームに入力するものとします。
2. 前項に基づき提供する情報は、対象会員本人のものに限られます。
3. 第 1 項に定める情報の提供に際して、対象会員が誤った情報を提供したことにより起因して、又は対象会員が必要な情報を提供しなかったことにより起因して、還元額の支払いを受けることができなかった場合であっても、当社は、何らの責任を負わないものとします。

第 10 条(還元額の支払い)

1. 対象会員は、第 8 条第 1 項に定める有効期間中にカクヨムリワードの合計が 3,000 リワード以上となったときに管理画面を通じて、還元額の現金での支払いを申請することができるものとします。なお、1 リワードは 1 円(消費税等込み)として計算されます。
2. 前項の申請があったときは、当社は、別途当社が指定する支払代行業者にその旨を指示し、当該支払代行業者を通じて、対象会員に対して、対象会員が別途指定する金融機関口座へ送金することにより還元額を支払うものとします。送金に要する手数料は、対象会員の負担とします。対象会員が指定した金融機関口座へ実際に送金される額は、還元額から送金に要する手数料(消費税等込み)を控除した残額となります。
3. 送金に要する手数料は、利用条件等に定めるところによります。
4. 対象会員は、第 1 項に基づく申請をした後は、当該申請内容の変更及び当該申請の中止をすることができません。
5. 第 1 項に基づく 1 回あたりの支払いの申請の上限額は、1,000,000 リワードとします。1,000,000 リワードを超えた支払いの申請は、2 回以上に分ける必要があります。
6. 第 1 項に基づく申請があったときから第 2 項に基づく支払いまでに要する日数は、1 週間程度になります。ただし、何らかの事由(第 9 条第 3 項に定める場合を含みます。)により、還元額の支払いができなかった場合には、利用条件等に定めるところによります。
7. 第 1 項に基づく申請があった後に、当該申請をした対象会員が第 14 条第 1 項各号に該当する行為を行っていたことが判明した場合、当社は、当該申請に基づく還元額の支払いを中止できるとともに、同条第 2 項の措置を講ずることができるものとします。

第 11 条(管理画面)

対象会員は、本プログラム規約において明示しているもののほか、管理画面において、次の各号に掲げる内容を確認することができます。

1. 当月に付与されたアドスコアの数量
2. 付与されたカクヨムリワードの総数
3. カクヨムリワードを還元額に交換した場合のカクヨムリワードの使用数量、使用時期
4. 過去に付与されたアドスコア及びカクヨムリワードの履歴
5. 還元額の支払状況
6. 当月に失効するカクヨムリワードの数量
7. ギフトを送付してくれたパスポート会員一覧
8. 受け取ったギフトの数量
9. 受け取ったギフト内のメッセージの内容

第 12 条(確定申告)

1. 対象会員は、第 10 条に基づき還元額の支払いを受けたときは、法令の定めるところに従い、自己の責任と負担に基づき、確定申告をするものとします。
2. 当社は、対象会員の求めに応じて、管理画面において表示され、当該対象会員による確定申告のために必要となる書類(電磁的手段による場合を含みます。)を交付します。
3. 対象会員が確定申告をしなかったことに起因して第三者から異議、クレーム等(行政機関からの指導、処分を含みますが、これらに限られません。)があった場合には、当該対象会員は、自己の責任と負担に基づき、当該異議、クレーム等に対応するものとし、当社に何らの迷惑を及ぼさないものとします。

第 13 条(会員ページに掲載される広告)

1. 会員ページに掲載される広告は、当社の裁量によるものとし、対象会員は、掲載する広告を選択することができないものとします。対象会員は、会員ページに掲載される広告について、異議を唱えることができないものとします。
2. パスポート会員は、広告が非表示となりますが、当該対象広告に対しては、広告表示設定の作品が閲覧された場合、広告表示相当の収益が分配されます。

第 14 条(禁止事項)

1. 対象会員は、還元サービスの適用を受けるにあたって、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。
 1. 一般規約及び本プログラム規約等に違反する行為
 2. 違法又は不正な手段により還元サービスによるリワードを取得する行為、又はそのおそれのある行為

3. 適法な権利及び権原を有さない投稿作品を利用して、還元サービスの適用を受ける行為、又はそのおそれがある行為
 4. 還元サービスによるリワードを第三者に譲渡する行為、又は第三者と共有する行為
 5. 還元サービスの運営を妨害する行為
 6. 第三者を誹謗中傷する行為、又は第三者に迷惑を及ぼす行為
 7. 前各号のほか、不適切な行為
2. 前項の規定にかかわらず、対象会員が同項に違反したときは、当社は、当該対象会員に対して何らの通知をすることなく、会員としての地位(対象会員としての地位を含みます。)を取り消すことができるとともに、当該対象会員が獲得したリワードを無効とすることができるものとします。ただし、当社は、当該措置を講ずる義務を負うものではありません。

第 15 条(規約及びサービスの変更)

1. 当社は、対象会員の承諾を得ることなく、本プログラム規約を変更することができるものとします。なお、本プログラム規約を変更する場合、その変更の時期及び内容を本サイト上で適切な方法により周知し、又は対象会員に通知します。ただし、法令上、対象会員の同意が必要となる変更を行う場合は、当社所定の方法で対象会員の同意を得るものとします。
2. 還元サービスの内容は、予告なく、変更、追加、削除する場合があります。

第 16 条(対象会員の資格の取消手続)

1. 対象会員が還元サービスの提供を受けることを希望しなくなったときは、対象会員は、当社が別途定める手続に従って、対象会員としての資格を取り消すことができます。
2. 対象会員が会員としての資格を喪失したときは、同時に対象会員としての資格を喪失するものとします。
3. 前二項に基づき対象会員としての資格を喪失した場合、資格喪失時点で対象会員が保有する有効なカクヨムリワードは、資格喪失時点で失効します。

第 17 条(権利義務の譲渡禁止等)

1. 利用者は、還元サービスに関して有する権利義務の一切を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供する等の行為をすることができないものとします。
2. 当社は、本サイトにかかる事業を第三者に対して譲渡(事業譲渡、株式譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該事業の承継が行われた場合を含みます)した場合には、当該事業譲渡等に伴い、本プログラム規約等に基づく契約上の地位並びに本プログラム規約等に基づく権利及び義務を、当該事業譲渡等の譲受人に譲渡することができるものとし、対象会員は、かかる譲渡等につき、本条において予め異議なく承諾するものとします。

制定日:2019 年 10 月 10 日

更新日:2022 年 2 月 17 日